

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会の傍聴に関する事務取扱要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、「地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会」（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴）

第 2 条 委員会の傍聴は、原則としてこれを認めるものとする。ただし、吹田市情報公開条例（平成 14 年吹田市条例第 10 号）第 28 条ただし書きの各号に該当するときは、委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、委員会の意見を聴いて、委員会の傍聴を認めないことができる。

（傍聴席の区分）

第 3 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

（傍聴者の定員）

第 4 条 一般席の傍聴者の定員は、原則として 5 人とする。

2 報道関係者の取扱いについては、委員会の意見を聴いて委員長が決定する。

（一般席の傍聴の手続）

第 5 条 一般席の傍聴の手続は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 傍聴の受付は、原則として委員会の開催時刻の 15 分前から開催時刻までの間に行うものとする。
- (2) 委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴希望者受付票（様式第 1 号）に記入しなければならない。
- (3) 委員会を傍聴しようとする者が、委員会の開催時刻に定員を超えた場合は、その都度委員会の意見を聴いて委員長が決定する。

（傍聴することができない者）

第 6 条 次に該当する者は、委員会を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴者の守るべき事項)

第7条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと
- (3) はち巻をするなどの示威的行為をしないこと
- (4) 飲食をしないこと
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと
- (6) 前各号に定めるもののほか、委員会の妨害となるような行為をしないこと

(写真等の撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴者は、委員会の会場において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。

(携帯電話の使用の禁止)

第9条 傍聴者は、委員会の会場において、携帯電話を使用してはならない。

(委員会資料の閲覧)

第10条 委員会の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、吹田市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が含まれる事項に該当すると認められるものについては、この限りではない。

(係員の指示)

第11条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴者がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他の措置)

第13条 委員長は、傍聴者について臨機の措置をとることができる。

附 則

この要領は、平成25年5月13日から施行する。